

憲法 出題の意図

問題1

「忘れられる権利」について考える問題である。インターネット上にいったん掲載された情報は、いつまでも残り、検索結果として表示され続けるが、個人のプライバシーに当たる情報について、どのような場合に「忘れられる権利」、すなわち検索結果の削除が認められるかが問題となる。

前科についての情報が人格権として法的保護に値することは、前科照会事件（最三判昭和56年4月14日）やノンフィクション「逆転」事件（最三判平成6年2月8日）において最高裁が示すとおりであるが、一方で事件の報道には公益性が認められ、そのバランスをどうとるかが問題となる。忘れられる権利については、最三決平成29年1月31日（民集71巻1号63頁）が、当該事実を公表されない法的利益と検索結果を提供する理由にかんする諸事情を比較衡量して判断すべきものであると基準を示しており、本件においてはどのような要素をどのように評価し衡量するかが問われている。

問題2

地方自治の本旨とは、団体自治、すなわち中央政府から独立した地方公共団体が一定の自律権をもって地方政治を行うことと、住民自治、すなわち地方公共団体の意思形成に住民が参画することの、二つを含むものである。